



2018年12月20日

各位

会社名 株式会社テリロジー
 代表者名 代表取締役会長 津吹 憲男
 (コード番号 3356 東証 JASDAQ 市場)
 問合せ先
 役職・氏名 代表取締役社長 阿部 昭彦
 電話 03-3237-3291

自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権の発行に関するお知らせ (行使価額修正条項付新株予約権(行使指定・停止指定条項付)の発行)

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、自己株式を活用した第三者割当による第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする新株予約権の第三者割当を行い、発行から約2年の間に、当社の判断により、本新株予約権の行使促進・行使停止をしながら割当予定先による行使が実施される予定です。これにより当社は、行使のタイミングの分散によって株式の希薄化のインパクトを最小限に抑制し、株価への影響を低減しつつ資金調達を行い、その資金を今後の成長に向けたM&A関連資金や研究開発費等として充当できると考えております。本新株予約権の行使のタイミングは、市場環境等を考慮しながら当社が判断できることに加え、本新株予約権の行使に際して交付する最大1,200,000株の株式については、現在当社が保有する自己株式(約300,000株)を優先的に活用する予定であることから、本新株予約権の行使により新たに発行される株式数を抑制できるものと考えております。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2019年1月10日
(2)	新株予約権の総数	12,000個
(3)	新株予約権の発行価額	総額4,008,000円(本新株予約権1個当たり金334円)
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数:1,200,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は672円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,200,000株です。 なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式最大1,200,000株のうち、300,000株は自己株式により交付され、900,000株については新株発行により交付される予定です。
(5)	資金調達の額	1,472,208,000円(差引手取概算額)(注)
(6)	行使価額及びその修正条件	当初行使価額1,236円 行使価額は、2019年1月11日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」といいます。)の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとし、以下「修正後行使価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額である672円を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当予定先であるEVO FUNDに割り当てます。
(8)	その他	当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。本割当契約において、①当社は、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、②当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、並びに③割当予定先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p> <p>本割当契約の詳細については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、創業以来一貫して IP ネットワークに係る海外製品の輸入並びに国内大手通信事業会社及び国内大手企業向けに当該製品をコアとしたネットワーク/セキュリティソリューションの提供を行っています。

足許では、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などの新しい技術を活用した社会インフラの整備需要の拡大や、企業における生産性の向上、業務の効率化などの働き方改革を実現する RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）と呼ばれる、ロボットによる業務自動化への取組みが注目されています。

こうした状況下、当社グループは、エンタープライズネットワーク業務におけるセキュリティ、モニタリング及び認証領域でのスペシャリストを目指すとともに、採算重視のバランス経営と収益の足許を固め経営の安定化を図り、次なる飛躍に向けた経営基盤の足固めと、筋肉質で強靱な企業体質への転換に努めています。

当社は、更なる企業価値向上に向けて、顧客基盤の拡大と新商品・サービスの企画開発及び新商品・サービスの技術検証・マーケティングを強化し受注確度を高めていくことを目的とした施策を積極的に推進しております。

こうした施策の一環として、2017年12月1日には、アイ・ティー・エックス株式会社の法人向け ICT サービス事業を吸収分割により承継した株式会社テロロジーサービスウェア（旧商号：アイ・ティー・エックス分割準備株式会社）の株式の全てを取得し、当社の子会社といたしました（以下「本 M&A」といいます。）。

また、次世代サービスの実現に向け、以下の製品、サービスの拡大を図っています。まず、セキュリティ商材として、企業内ネットワーク環境の脆弱性を可視化、分析及びレポートする「脆弱性診断サービス」、ダークネットでやり取りされる悪意ある情報を収集、分析及び提供する「サイバースレットインテリジェンスサービス」並びに産業制御システム向けセキュリティ対策商品「Nozomi Networks」、自社開発商材として、パケットキャプチャ製品「momentum」、IT システム運用監視クラウドサービス「CloudTriage」及び外国人観光客によるインバウンド需要の拡大に向けたリアルタイム映像通訳サービス「みえる通訳」です。

こうした、体制強化・商材ラインナップの強化が、将来的な収益貢献につながるものと考えています。

また、中期経営計画最終年である 2020 年 3 月期の売上高目標 50 億円達成に向け、①産業用・医療用インフラセキュリティ事業（Nozomi Network、momentum など）、②セキュリティ診断事業（脆弱性診断サービス）、③次世代認証事業（ワンタイムパスワード「VASCO」）及び④マルチ・ファンクションコンタクト事業（みえる通訳）の 4 つの切り口から M&A・アライアンス戦略による事業規模拡大を掲げており、徐々にそれらの事業規模を拡大してきております。これらの事業は、今後も営業活動を通じて契約数の拡大等を図り自力での成長を目指してまいります。これらに加えて、現在の事業とシナジー効果が期待できる企業、またより高度な技術を持った企業を M&A やアライアンスを通じて取り込んでいき、さらなる成長を実現したいと考えております。

昨今、ネットワークに接続している 1 台のパソコンが標的型攻撃を受けてウイルスに感染したことから、組織内のパソコンやサーバに被害が拡大し、重要な情報が外部に送信される情報流出事件が相次いでおり、セキュリティの強化は事業会社の重要な経営課題となっております。当社は、以前よりセキュリティ分野においては大手通信会社等に様々なサービスを提供し、業界において優位性を持っており、今後、従来から提供していたサービスに加え、更に付加価値の高いセキュリティ対策製品・サービスの提供を目指し、先端技術を有する人材の獲得及び企業への M&A を行って参ります。

上記各施策を推進していくにあたり、手元資金の確保及び財務基盤の強化を目的として、当社はこの度、本新株予約権による資金調達を行うことといたしました。

なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、「4. 調達する資金

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、行使期間を約2年間とする本新株予約権を、第三者割当の方法によって当社が割当予定先に対して割り当て、割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。また、本新株予約権には、当社の判断により、割当予定先に対して一定期間中に一定数量の範囲内で本新株予約権の行使を義務付けることが可能な行使指定条項（下記<行使指定条項>をご参照ください。）及び割当予定先に対して一定期間中の本新株予約権の不行使を義務付けることが可能な停止指定条項（下記<停止指定条項>をご参照ください。）が、本割当契約によって付与されます。

なお、当社が割当予定先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に締結する本割当契約には、下記の内容が含まれます。

<行使指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、2019年1月11日から2020年11月12日までの期間において、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、本新株予約権を行使すべき旨を指定（以下「行使指定」といいます。）することができます。
- 2) 一度に行使指定可能な本新株予約権の数は、行使指定の対象となる本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、当社が行使指定を発した日（以下「行使指定日」といいます。）の前日まで（当日を含みます。）の20取引日又は60取引日における、東証が発表する当社普通株式の各取引日の売買高の中央値のいずれか少ない方に2を乗じた数を超えない範囲とします。
- 3) 割当予定先は行使指定を受領した場合、行使指定日の翌取引日の正午（以下「行使指定受付期限」といいます。）までに、当社に対して行使指定の受付可否を通知します。
- 4) 割当予定先は、受付通知（行使指定を受け付けた旨の通知をいいます。）を行った場合、又は行使指定受付期限までに下記5）に従い行使指定を受け付けない旨の通知を行わなかった場合、行使指定日から（当日を除きます。）30取引日を経過する日（当該30取引日を経過する日が本新株予約権の行使期間の末日よりも後の日となる場合には、当該行使期間の末日とし、以下「行使期日」といいます。）まで（当日を含みます。）に、指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。但し、割当予定先が行使指定に従って本新株予約権を行使する義務を負った後に、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回った場合には、当該行使指定に係る行使義務は消滅します。
- 5) 割当予定先は、(イ) 政府、所轄官庁、規制当局、裁判所若しくは金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、(ロ) 割当予定先及び割当予定先の関係会社が法令及び諸規則（以下「法令等」といいます。）若しくは法令等を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、(ハ) 東証における当社普通株式の取引が不能となっている場合、若しくは東証における売買立会終了時において、当社普通株式が制限値幅下限での気配となっている場合、(ニ) 行使指定の通知時点において、当社の重要事実の公表から1取引日を経過していない場合、又は(ホ) 行使指定が本割当契約の定め に反する場合には、行使指定受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指定を受け付けないことができます。この場合、割当予定先は、当社に対してその理由を通知しなければなりません。
- 6) 当社は、行使指定を行った場合、当該行使指定に関する行使期日、又は、当該行使指定に基づく本新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで（当日を含みます。）は、次の行使指定を発することができません。
- 7) 当社は、(イ) 行使指定日の当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨て）を下回る場合、(ロ) 当社が当社若しくはその企業集団に属するいずれかの会社に関する公表されていない重要事実を関知している場合、又は(ハ) 当社が停止指定（下記<停止指定条項>に定義します。）を行っている場合には、行使指定を発することができません。
- 8) 割当予定先が行使義務を負った後に、上記5）(イ)乃至(ハ)に定める事由が発生した場合、割当予定先は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引日数だけ行使期日を延期することができます。
- 9) 当社は、割当予定先が行使指定により本新株予約権を行使する義務を負った場合、又は行使指定に基づく割当予定先の行使義務が消滅した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<停止指定条項>

- 1) 当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、2019年1月11日から2020年11月12日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌々取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。但し、当社は、割当予定先が行使指定に基づく行使義務を負っている場合には、停止指定を発することができません。
- 2) 当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができます。
- 3) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<譲渡制限条項>

割当予定先は、本新株予約権について、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできません。

<本新株予約権の取得請求条項>

割当予定先は、本新株予約権発行後、2020年11月12日までのいずれかの5連続取引日の当社普通株式の東証終値の全てが本新株予約権の下限行使価額を下回った場合、又は2020年11月13日以降、2020年12月15日までの間、当社に対して通知することにより本新株予約権を取得することを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から15取引日以内に、本新株予約権の新株予約権要項に従い、本新株予約権1個につきその払込金額と同額を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を取得します。

なお、本新株予約権には、上記<本新株予約権の取得請求条項>とは別に、当社の選択によりいつでも、残存する本新株予約権の全部を取得することができる旨の取得条項が付されております。当該取得条項については、本プレスリリース添付の本新株予約権の発行要項第16項第(1)号をご参照ください。

(2) 資金調達方法の選択理由

様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した<本資金調達方法のメリット>、<本資金調達方法のデメリット>及び<他の資金調達方法との比較>を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本資金調達方法のメリット>

- 1) 当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な設計となっております。
 - ・割当予定先の裁量による本新株予約権の行使に伴う資金調達を行いながら、当社の資金需要や株価の状況に応じて当社が行使指定及び停止指定を発することにより、臨機応変な資金調達を図ることが可能な設計となっております。
- 2) 過度な希薄化への配慮がなされております。
 - ・発行後の当社株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大増加株式数が固定されていることから、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加する転換社債型新株予約権付社債（一般的なMSCB）とは異なり、株式価値の希薄化が限定されております。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式最大1,200,000株のうち、300,000株は自己株式により交付され、900,000株については新株発行により交付される予定です。
- 3) 株価への影響の軽減が期待されます。
 - ・本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっておりますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
 - ・本新株予約権には行使指定条項が付与されておりますが、割当予定先との本割当契約にお

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

いて、一度に行使指定可能な本新株予約権の数が、行使指定直前の一定期間の売買高を基本として定められていることから、過度な需給悪化懸念に配慮した設計となっております。

・本新株予約権には停止指定条項が付与されており、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の行使を希望しない場合は、停止指定期間を指定することができます。

- 4) 資本政策の柔軟性が確保されております。
 - ・資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により発行期間中を通じて、残存する本新株予約権の全部を取得することができることから、資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権には下記のデメリットが存在しますが、当社といたしましては、上記に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

<本資金調達方法のデメリット>

- 1) 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- 2) 株価の下落局面においては、本新株予約権の行使価額が下方修正されることにより、調達額が当初予定額を下回る可能性があります。また、株価水準によっては行使が行われず資金調達が進まない可能性があります。
- 3) 本新株予約権の発行後に、当社普通株式の東証終値が一定期間下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して取得請求を行う場合があります。

また、当社は、本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達手法との比較検討もを行い、その結果、本新株予約権が現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

- 1) 公募増資や普通株式の第三者割当により一度に全株を発行する場合には、一時に資金調達を実現可能な反面、1株当たりの利益の希薄化も同時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 2) 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適切でないものと考えております。
- 3) 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時に行使価額が上方修正されないため調達額の増加メリットを当社が享受できず、一方で行使価額の下方修正がなされないことから株価下落時に行使が進まず資金調達が困難となります。
- 4) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には転換により交付される株式数が当初の転換価額を前提とした想定よりも増加するために、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- 5) 社債又は借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下につながるものと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	1,487,208,000円
	本新株予約権の払込金額の総額	4,008,000円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額	1,483,200,000円
②	発行諸費用の概算額	15,000,000円
③	差引手取概算額	1,472,208,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(4,008,000円)に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額(1,483,200,000円)を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価費用、弁護士費用、届出書データ作成料、登記関連費用、その他諸費用（株式事務手数料、外部調査費用等）の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 本M&Aに関連して実行した借入金の返済	360	2019年1月～2021年1月
② 新商材の発掘及び技術検証に係る費用	100	2019年1月～2021年1月
③ 将来のM&A・戦略的資本業務提携に係る資金	1,000	2019年1月～2021年1月
④ 人材採用・育成費用	12	2019年1月～2021年1月
合計	1,472	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金又は金融機関からの借入で必要な資金を調達することにより充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、④人材採用・育成費用に充当する予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記具体的な使途につきましては、①本M&Aに関連して実行した借入金の返済から優先的に充当し、続いて②新商材の発掘及び技術検証に係る費用、④人材採用・育成費用の順で充当していく予定であります。
- 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

<① 本M&Aに関連して実行した借入金の返済について>

本M&Aにより買収した株式会社テロロジーサービスウェアは、ICTサービス事業を展開しており、MORA VPN Zero-Con 事業（クラウド管理型マネージドVPNサービス）、MORA Video Conference 事業（遠隔ウェブ会議サービス）、MORA ISP 事業（法人向けインターネット接続サービス）、ITPARK 事業（レンタルサーバサービス）、MORA 光事業（光回線インターネットサービス）、MORA モバイル事業（高速モバイルデータ通信サービス）及びみえる通訳事業（リアルタイム多言語映像通訳サービス）などのネットワークソリューションサービスを提供することでお客様の働く環境をコーディネートしています。これらの事業は、これまで当社がカバーできていなかった中堅・中小規模の法人顧客基盤を有しており、これら顧客のビジネス基盤となる通信インフラの導入・運用・サポートから、それらを活用したアプリケーションサービスまでソリューション型サービス分野での事業を展開しております。月額課金を主力とするストック型の多様な収益獲得モデルの実現とネットワークセキュリティサービス分野をメインとした新商品開発を積極的に行うなど、当社既存事業との連携によるシナジー創出に取り組むとともに、顧客基盤の多様化を実現することで企業価値の向上を実現してまいります。

本M&Aにともない、当社は2017年11月に金融機関より450百万円の借入を行っております。本新株予約権による資金調達で自己資本の充実を図るとともに、当該借入金を返済することで本M&Aで大きく上昇した固定比率を改善するなど、財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図ります。なお、2018年11月30日現在、当該借入金の残高は360百万円となっております。

当社は、今回調達する資金のうち、360百万円を上記資金使途に充当する予定です。

<② 新商材の発掘及び技術検証に係る費用について>

当社グループは、IT技術商社であり、市場性の高い新商材を発掘し、その営業力・技術力をもって素早く市場に投入できることが最大の強みです。

直近では、セキュリティ商材として、企業内ネットワーク環境の脆弱性を可視化・分析する米国RedSeal社の製品を利用した「脆弱性診断サービス」及びダークネットと呼ばれる匿名性の高いネットワーク上でのハッカーによる悪意ある情報を収集・分析するイスラエルKELA社の「サイバースレットインテリジェンスサービス」などの受注活動が堅調に推移しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

このように、自社開発製品や特長ある技術商材との組み合わせ提案により、顧客のニーズに応じていくことが、今後も当社の重要なミッションであると考えています。

こうした認識の下、新商材発掘の重要性に鑑み、2018年4月に新組織「技術戦略室」を設置しました。技術戦略室の役割は、①海外最先端テクノロジー、ソリューション及びサービスの発掘、②それらの技術的効果の検証及び国内市場ニーズへの適合性調査並びに③当社グループを介した市場投入支援となります。

具体的には、当社はこれまで、将来の海外拠点設立をも視野に入れ、米国シリコンバレー及びイスラエルにおける現地エージェント等を通じた情報収集機能を整備してまいりました。当社は今後も、商材発掘から市場投入までの一連の活動を通じて、顧客の抱える課題やニーズ、さらには顧客が気づいていない隠れたニーズに対応すべく、海外先端技術の日本市場への導入を進め、市場性の高い商材の安定的な提供を推進してまいります。

当社は、これらの事業計画を進める上で必要な資金のうち100百万円を、今回調達する資金から充当する予定です。当該事業計画は今後2年間において進める予定です。1年目は情報収集による新商材発掘及びその技術検証を主に進め、情報収取費用として15百万円及び技術検証のための機械装置購入に25百万円を支出する予定です。2年目は、技術検証及びソフトウェア開発を主に進め、技術検証に15百万円及びソフトウェア開発に45百万円を支出する予定です。

<③ 将来のM&A・戦略的資本業務提携に係る資金について>

当社グループにおいては、中期経営計画最終年である2020年3月期の売上高目標50億円達成に向けた施策の1つとして、①産業用・医療用インフラセキュリティ事業（Nozomi Network、momentumなど）、②セキュリティ診断事業（脆弱性診断サービス）、③次世代認証事業（ワンタイムパスワード「VASCO」）及び④マルチ・ファンクションコンタクト事業（みえる通訳）の4つの切り口からM&A・アライアンス戦略による事業規模拡大を掲げております。

その一環として本M&Aにより買収した株式会社テロロジーサービスウェアは、マルチ・ファンクションコンタクト事業を主力事業としており、本M&Aにより当社は新たな顧客基盤の拡充と収益モデルの多様化を実現しております。

近年、クラウドコンピューティング及びビッグデータの利用が加速するとともに、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などの新しい技術に対する企業の投資意欲が拡大する一方、日々巧妙化するサイバー攻撃や不正アクセスによる情報漏えいなどが増加傾向にある中、当社グループではネットワーク不正侵入防御セキュリティ、標的型攻撃対策クラウドサービス及び企業内ネットワーク環境脆弱性診断サービス等、導入・運用・予兆・診断の各プロセスにおいて最新技術を搭載する製品・サービスを提供することで着実に営業活動の成果をあげております。

当社グループは、セキュリティ分野を今後もさらなる成長が見込める分野と判断しております。また、これまで高度な最新技術を搭載する製品・サービスの拡充に取り組んで参りましたが、ネットワークの構築・設計などのプロフェッショナルサービス及びダークネットサイバーリスク簡易評価サービス（ダークネットと呼ばれる匿名性の高いネットワーク上においてメールアドレスなど個人や企業の情報が流失していないか調査する）など、セキュリティ診断事業におけるアドバイザリー業務をはじめとする周辺サービスのさらなる拡充が近々の経営課題と認識しております。

そのため、当社は、これらの周辺サービスの拡充が期待可能な企業へのM&A又は戦略的資本業務提携としての出資を2社から3社程度行うことを検討しております。

これらを通じて当社グループが保有する技術・サービスとの間にシナジーが生まれ、セキュリティ分野のワンストップ企業としてさらなる成長及び業界内での存在を示すことができると確信しております。

現時点において具体的に計画されているM&Aや戦略的資本業務提携はございませんが、当社グループで堅調な成長をしている「みえる通訳」とシナジー効果が期待できるリアルタイム多言語映像通訳サービスを提供する企業、AI（人工知能）の研究開発企業及びダークネットの情報を収集・分析するCTI（サイバー・スレット・インテリジェンス）企業等をM&A・戦略的資本業務提携の対象として現時点では想定しており、合計1,000百万円をM&A又は戦略的資本業務提携の資金として充当する予定です。今後案件が具体的に決定された場合には、適時に開示いたします。

なお、M&A・戦略的資本業務提携の成立には不確実性が伴うため、上記判断基準に該当する有効な投資先が存在しない可能性があります。そのような場合、2021年2月以降においてもM&A・戦略的資本業務提携に係る資金に充当するか又は②新商材の発掘及び技術検証に係る費用若しくは④人材採用・育成費用に充当するかについては、その時点での事業環境や中長期の事業戦略を踏まえて総合的に判断の上決定し、適時にその旨を開示いたします。

<④ 人材採用・育成費用について>

ネットワーク技術の進歩の速さに対応して、顧客に対して最適なネットワーク環境を提供するために

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は、市場動向調査とともに最新技術を熟知し応用力のあるネットワーク技術者の確保がますます重要となっており、当社グループでは、システムインテグレーション分野に必要な技術を①ネットワーク技術、②セキュリティ技術、③サーバ技術、④クラウドコンピューティング技術、⑤ソフトウェア開発技術及び⑥コンサルティング技術の6つに区分し、社内技術教育プログラムに基づく研修により技術者養成に努めており、また技術素養のある人材及び必要な能力をもった技術者の確保にも注力し、新卒技術者又は外部専門機関との連携による中途技術者を採用しております。

AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等に精通した高度な専門知識や豊富な経験を有する優秀な人材の確保・育成は現在から将来にかけての課題と認識しております。

本年度（2018年4月）は技術職として新卒を2名採用し、さらに来年度（2019年4月）は3名を採用予定であります。現在、新卒採用を積極的に行い、基礎技術を習得させることにより、若い技術者層に厚みを持たせることを目指しており、これが確認できた時点で、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）の専門家を中途採用し、技術の継承及び革新を実現いたします。

また、技術職の新卒人材5名の他、業容の拡大・商材の増加に対応するため新卒者を本年度（2018年4月）は5名採用し、来年度（2019年4月）も5名採用予定であります。

これらの人材育成及び採用に係る費用として3年間で人材育成費用に90百万円、人材採用費用に16百万円、合計106百万円を見込んでおります。

当社は、これらの人材採用・育成費用の一部として今回調達する資金のうち12百万円を充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大及び収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の新株予約権発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表者 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の新株予約権要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等並びに割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の資金調達需要が権利行使期間にわたって一様に分散的に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による停止指定が行われないこと、割当予定先は停止指定が無い場合には当社の行使指定の有無にかかわらず任意に市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、当社からの通知による取得が実施されないこと等を含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（モンテカルロ・シミュレーションの計算結果から統計上想定される評価額レンジである、本新株予約権1個につき328円から334円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、当該レンジの上限額である334円としています。当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの範囲内で決定されている本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）も、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の評価額レンジの範囲内で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しており、また、上記のような取締役会の判断過程についても特に不合理な点は認められないことも勘案して、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないことに係る適法性についての取締役会の判断は相当である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大1,200,000株（議決権12,000個相当）であり、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数15,680,000株（総議決権数153,751個）に対して最大7.65%（当社議決権総数に対し最大7.80%）の希薄化が生じるものと認識しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

しかしながら、当該資金調達により、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大及び収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与するものであると考えていることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、1) 本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大 1,200,000 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は 3,155,390 株であり、一定の流動性を有していること、かつ2) 当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006年12月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約58.4百万米ドル	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、2018年10月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先である EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社エス・アール・シー（東京都渋谷区東4丁目7番7号フラットチクマ201 代表取締役 中村勝彦）に割当予定先である EVO FUND 及びその 100%出資者かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力に該当しないことに関する確認書を東証に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、今回の資金調達における手法の選択に際して、1) 上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2) 株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、2017年6月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社と初回の面談を行い、同社の事業内容等に係る紹介を受けました。その後、複数回に渡り複数種類の資金調達のスキームの提案を受けましたが、2018年11月に同社から最終的に提案を受けた、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）の内容を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を柔軟性をもって調達でき、行使価額が適時に修正される仕組みになっていることから本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社の資金調達需要により合致していると判断しました。また、割当予定先であるEVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載のとおり、類似のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件として、複数の実績があります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、割当予定先による本新株予約権の買受けにあたって、あっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱に関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針であることを確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本割当契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合（なお、本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承諾が必要です。）、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2018年10月30日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 株券貸借に関する契約

当社役員、当社役員関係者並びに当社大株主は、本新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2018年9月30日現在)	
津吹 憲男	16.01%
山田 亨	6.58%
阿部 昭彦	4.97%
株式会社SBI証券	2.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.65%
松井証券株式会社	2.61%
日本証券金融株式会社	1.41%
株式会社ライブスター証券	1.06%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.99%
宇野 辰雄	0.98%

(注) 1 2018年9月30日現在の株主名簿をもとに記載しております。なお、今回の本新株予約権の募集分について、割当予定先は、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式を反映した「募集後の大株主及び持株比率」は記載しておりません。

2 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社他2名の連名により、2018年11月21日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、本有価証券届出書提出日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー	34,105	0.22
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	368,500	2.35
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	334,494	2.13
合計		737,099	4.70

3 ゴールドマン・サックス証券株式会社他1名の連名により、2018年11月6日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、本有価証券届出書提出日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目 10-1 六本木ヒルズ森タワー	4,200	0.03
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	683,840	4.36
合計		688,040	4.39

4 パークレイズ証券株式会社他1名の連名により、2018年11月16日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、本有価証券届出書提出日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	〒E14 4BB 英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード5	688,100	4.39
パロミノ・リミテッド	〒E14 4BB 英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コロネード5	0	0
合計		688,100	4.39

5 山田亨氏により、2018年10月11日付で大量保有報告書が近畿財務局長に提出されておりますが、本有価証券届出書提出日現在における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
山田 亨	大阪府大阪市港区	1,651,800	10.53

9. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益の向上につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(単体・連結)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高	2,639,085千円	2,434,767千円	3,221,969千円
営業利益又は営業損失(△)	26,408千円	△105,939千円	166,099千円
経常利益又は経常損失(△)	△938千円	△97,139千円	173,607千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△19,282千円	△99,368千円	154,066千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△1.25円	△6.46円	10.02円

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	45.47円	41.43円	49.56円

(注) 2016年3月期及び2017年3月期は連結財務諸表を作成していないため、2016年3月期及び2017年3月期については個別財務諸表の数値、2018年3月期については連結財務諸表の数値であります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年9月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,680,000株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始値	219円	285円	303円
高値	720円	438円	658円
安値	202円	186円	264円
終値	290円	308円	475円

② 最近6か月間の状況

	2018年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	585円	814円	1,136円	1,647円	1,161円	1,440円
高値	849円	1,170円	1,716円	1,954円	1,544円	1,634円
安値	562円	700円	1,115円	905円	1,151円	1,168円
終値	807円	1,141円	1,613円	1,189円	1,415円	1,344円

(注) 2018年12月の株価については、2018年12月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年12月19日現在
始値	1,294円
高値	1,379円
安値	1,289円
終値	1,344円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社テリロジー
第1回新株予約権要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社テリロジー第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
12,000 個
3. 本新株予約権の払込金額の総額
金 4,008,000 円
4. 本新株予約権の申込期日
2019 年 1 月 10 日
5. 本新株予約権の割当日及び払込期日
2019 年 1 月 10 日
6. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 1,200,000 株とする（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）。
但し、第 8 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
8. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第 13 項の規定に従って行使価額（第 11 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 13 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、第 13 項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
9. 各本新株予約権の払込金額
金 334 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 3.34 円）
10. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

11. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(但し、第12項又は第13項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,236円とする。

12. 行使価額の修正

2019年1月11日以降、行使価額は、第18項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正後行使価額に修正されるが、修正後行使価額が672円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、第13項の規定を準用して調整される。

各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、第18項第(2)号に定める払込みの際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
 ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
 ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
 ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

整を必要とする場合。

- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
 - (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
 - (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
14. 本新株予約権を行使することができる期間
2019年1月11日から2021年1月12日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前取引日及び前々取引日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認められた日については、本新株予約権を行使することができない。
 15. 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 16. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
 - (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
 - (3) 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止になった場合は、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（取引日ではない場合には、その翌取引日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 18. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第14項に定める行使期間中に第21項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る第三者割当の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金334円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第11項記載のとおりとし、行使価額は当初1,236円とした。

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 江戸川橋支店

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

25. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株予約権の発行に関して一般に公表するためのものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。